

発議第3号

松阪市議会委員会条例の一部改正について

松阪市議会委員会条例（平成17年松阪市条例第297号）の一部を次のように改正する。

平成27年3月23日 提出

松阪市議会議員	中島清晴
	今井一久
	堀端脩
	野呂一男
	中村良子
	山本芳敬
	大平勇
	西村友志
	田中力

松阪市議会委員会条例の一部を改正する条例

松阪市議会委員会条例（平成17年松阪市条例第297号）の一部を次のように改正する。

第28条中「教育委員会の委員長」を「教育委員会の教育長」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条第1項の場合においては、この条例による改正後の松阪市議会委員会条例第28条の規定は適用せず、この条例による改正前の松阪市議会委員会条例第28条の規定は、なおその効力を有する。